

汚染状況重点調査地域における除染等業務に従事する労働者の
放射線障害防止措置にかかる特記仕様書（案）

（目的）

第1条 本仕様書は汚染状況重点調査地域で行われる除染等業務及び特定線量下業務について、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全基準及び適正な被ばく線量管理について定めるものである。

（作業の履行）

第2条 本業務の履行にあたっては、特記仕様書及び共通仕様書のほか、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について（通知）（平成26年1月20日付け25農第2482号25企技第1342号）」（以下、「第1342号通知文」と言う。）を遵守し、作業にあたること。なお、第1342号通知文は福島県土木部技術管理課ホームページ（<http://wwwcms.pref.fukushima.jp>）に掲載しているのを参考とすること。

（施工計画書または業務計画書への記載）

第3条 第1342号通知文に基づく作業安全基準の現場での運用及び除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の運用については、施工計画書または業務計画書へ記載し、監督員へ提出すること。

（被ばく線量管理）

第4条 作業時間内の労働者の被ばく線量を1日ごとに参考様式1により記録するとともに適切に管理すること。また、日々の被ばく線量を1日ごと、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに作業員に通知すること。併せて、作業期間中の工事現場等の空間被ばく線量について参考様式2により記録し、提示できるようにすること。

（放射線量の測定）

第5条 作業着手前に、平均空間線量率の測定方法（平成23年厚生労働省告示第468号（平成24年7月1日一部改正）基準告示第2条）により現場の空間線量率を測定し、その結果を監督員へ提出すること。

（装備）

第6条 第1342号通知文により、該当する汚染状況や作業状況に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、施工計画書または業務計画書に必要数量等を明記するものとし、変更の対象とし安全費に計上する。

（放射線管理者）

第7条 元請事業者は、放射線管理者を選任し、関係請負人の労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。なお、放射線管理者は、下記の放射線関係の国家資格保持者又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。

- ① 第1種放射線取扱主任者又は第2種放射線取扱主任者
- ② 独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧R I ・放射線初級コース、旧R I ・放射線上級コース
- ③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- ④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ⑤ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座
- ⑥ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習

（除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係）

第8条 元請事業者は、自社及び関係の作業員が除染電離則第2条第7項に定める「土壌の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」にかかる工事（業務等）に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度へ参加すること。

- 2 汚染状況重点調査地域内における除染事業等については、被ばく線量登録管理制度において定める「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。

（放射線障害防止措置に係る項目）

第9条 本設計書においては、下記の項目について共通仮設費の安全費及び技術管理費に積上計上している。これによりがたい場合は、甲乙協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。

- ・防じんマスク N=○個
- ・個人線量計 N=○個
- ・安全講習費 N=○式
- ・健康診断費（内部被ばく検査、電離放射線健康診断、一般健康診断追加分） N=○回
- ・スクリーニングに要する費用 N=○式
- ・放射線管理者に要する費用 N=○人
- ・除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の登録料 N=○人 など

※必要な項目のみ記載すること。

※除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度は、平成26年4月1日以降に適用すること。